

出産・育児・介護 会費免除制度について

日本エステティック協会では、2022年度より出産・育児に加え、新たに介護休業を取得された方についても、申請翌年度の会費免除の対象とし、出産・育児、介護を理由に一時的に休職や退職された会員の支援として、会費免除制度を設けております。

正会員・普通会員の方の会費を免除するということで、引き続き協会とのつながりを持ち、出産・育児、介護をされた後もエステティシャンとして活躍できることを目的としています。

【会費免除期間】

会費免除期間は、申請された年度の翌年度（4月1日～翌年3月31日）となります。

出産・育児対象の方

会費免除期間の翌年度4月より保育所に入所出来なかった場合は、さらに会費免除期間を1年間延長することができます。

介護対象の方

免除回数については、**対象家族1人につき1回まで**申請ができます。介護休業の場合は、対象家族1人につき通算93日を、1回～3回まで分けて休業日を取得することが可能ですが、会費免除につきましては、対象家族1人につき1回のみ、次年度年会費免除の対象とします。

※会費免除の期間に、新規で出産・育児・介護休業の取得による会費免除申請や

出産・育児 延長申請を行わず、会費を納入しない場合は、翌年度7月1日から自動的に退会となります。

会費免除期間も、下記事項は継続できます。

- ◎ 協会が主催する講習会等、各会員価格での参加
- ◎ AJESTHE賠償責任保険への加入
- ◎ 会報誌、その他協会発行物の受取・閲覧
- ◎ 登録サロン及び登録教室の申請及び更新
- ◎ AJESTHE認定講師の更新※2017年度休会申請以降対象
（更新期間を免除期間の1年延長。出産・育児の会費免除期間が延長された場合は更に更新期間を：1年延長）

【申請手続】

申請手続時に年会費が完納されていることを条件に、次の書類を事務局へ提出することで、手続きができます。

申 請 書……申請書は協会ホームページからダウンロード、または協会事務局あてに請求。
申請書に必要事項を記入、ご署名のうえ、裏面記載の各種必要書類と共に提出ください。
※出産・育児の延長申請については次ページを参照。

提 出 先……一般社団法人 日本エステティック協会 事務局 会費免除申請係
〒102-0082 東京都千代田区一番町25 J C I Iビル3F

※ご不明な点がございましたら協会事務局にお問合せください。

【申請の受理】

「会費免除制度申請書」が受理された場合、「会費免除承認決定書」をご送付いたします。
その決定書を持って、翌年度の会費免除が決定されます。

各種提出書類・他詳細について

出産・育児による会費免除申請

【提出書類】 下記①～③の3点を提出

- ① 会費免除申請書(会員情報記入)
 - ② 母子手帳に記載されている交付日と、申請者のお名前が分かる表紙の写し※1
 - ③ 市区町村から発行される出産済み証明ページの写し(母子手帳中ページ)※1
- ※1 会費免除理由の根拠となる「第三者による証明書」上記②・③の2点を申請書に添付してください。

-申請期限- 出産日から1年以内にご申請ください

【出産・育児 会費免除延長申請について】 下記①～②の2点を提出

会費免除年度の翌年度4月入園募集で、各自治体が定める第1次募集までに入園希望の申請を行ったうえ、入所できなかった方が対象となります。下記①・②の提出書類2点と、いずれか写しの裏面に会員番号と氏名、「延長申請希望」を記載のうえ、ご提出ください。

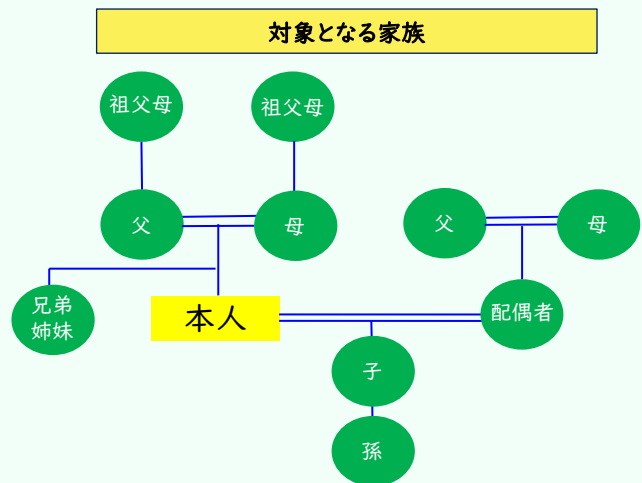
- ① 1次選考結果で市区町村より発行される「保育所入所不承諾通知書」※2
 - ② 最終選考時に市区町村より発行される「保育所入所不承諾通知書」や「待機通知書」等※2
- ※2 会費免除理由の根拠となる、入所できなかったことが分かる「第三者による証明書」上記①・②の2点

-申請期限- 会費免除となっている対象年度の3月末までにご提出ください

介護休業による会費免除申請

【対象家族】

- 配偶者
- 父母
- 子
- 配偶者の父母
- 祖父母
- 兄弟姉妹
- 孫



【提出書類】

下記①～③の3点を提出

① 会費免除申請書(会員情報記入)

会費免除理由の根拠となる「第三者による証明書」下記2点を申請書に添付してください。詳細はQ&Aをご参照下さい。

② 介護対象家族および申請者の氏名が記載された、介護対象者と申請者の続柄が確認できる公的な書類

(介護対象者と申請者が同一住所の場合は、介護対象者と申請者の続柄が確認できる住民票※の写し)

※ マイナンバーの記載がないもの

(介護対象者と申請者が同一住所でない場合は、介護対象者と申請者の続柄が確認できる戸籍謄本等の写し)

③ 下記いずれかの書類「第三者による証明書」

- 加療を要するような疾病等で介護を要する場合は、「医師の診断書」等の写し
- 老齢により介護を必要とする場合は、要介護状態区分を証明する行政の発行する書類等の写し
- (「認定結果通知書」、「介護保険被保険者証等」、「保健師等公的な資格を有する者の証明書」等)
- 介護休業給付金を受給している場合は、「介護休業給付金支給申請書(受理印あり)」

※申請期限

提出書類③の「第三者による証明書」発行から1年以内にご申請ください